埼玉県留学生交流推進協議会要項

(設置及び目的)

- 第1 埼玉県留学生交流推進協議会(以下「協議会」という。)を次に掲げる目的のため設置する。
 - (1) 埼玉県内における外国人留学生(以下「留学生」という。)の円滑な受入の促進
 - (2) 埼玉県内における学生の海外留学の促進
 - (3) 留学生との交流活動の推進及び地域住民の国際理解の増進 (構成)
- 第2 協議会は第1の趣旨に賛同する次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 埼玉県内に所在する大学、短期大学(以下「大学」という。)
 - (2) 埼玉県及び(財) 埼玉県国際交流協会
 - (3) 埼玉県内の行政機関、公共的団体及び民間団体
 - (4) その他関係団体

(事業)

- 第3 協議会は、第1に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 留学生の受入に係る環境整備
 - (2) 海外留学の促進に係る環境整備
 - (3) 留学生と地域社会との交流の推進
 - (4) その他の協議会の目的達成に必要な事業 (役員)
- 第4 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - 2 会長及び副会長は、協議会の互選により選出する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問)

- 第5 協議会に顧問を若干人置くことができる。
 - 2 顧問は、協議会の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、協議会の組織、運営及び事業に関し必要に応じ助言する。 (総会)
- 第6 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することが出来る。 (運営委員会)
- 第7 協議会の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。
 - 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。 (事務)
- 第8 協議会の事務は、会長として選出された者の所属機関において処理する。 (雑則)
- 第9 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関する必要な事項は、協議会において、 別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成2年1月29日から施行する。
- 2 この要項は、発足の日から5年経過した年度の3月31日以降見直しを行うものとする。
- 3 この要項は、平成18年7月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 5 この要項は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和4年7月27日から施行する。